

7 東日本大震災による影響

東日本大震災により転居した世帯は 70,500 世帯

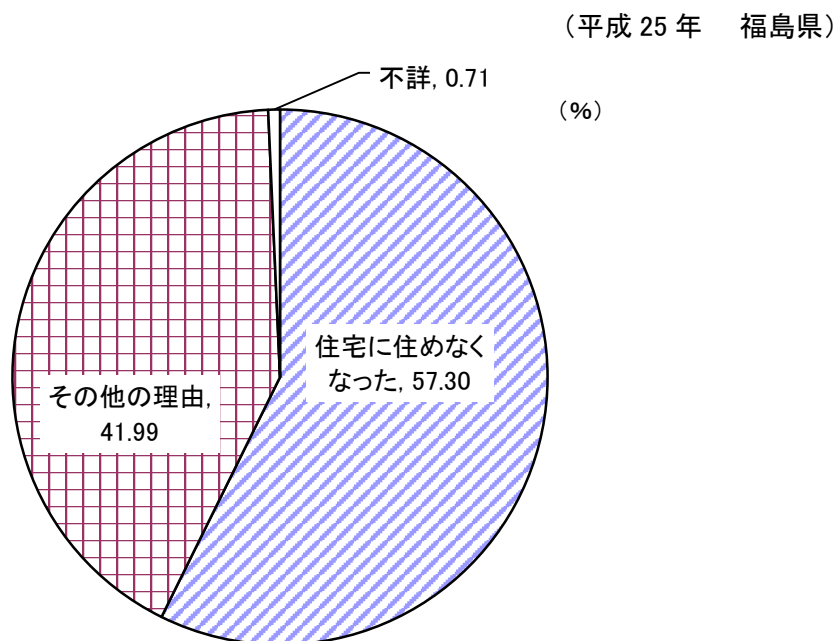
平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災前に福島県内にあった世帯で、震災により転居した世帯は 70,500 世帯となっている。

これを、転居の理由別にみると「住宅に住めなくなった」が 40,400 世帯 (57.30%)、その他の理由による転居が 29,600 世帯 (41.99%) となっている。

転居先別にみると、同一市町村内の転居が 20,000 世帯 (28.37%)、県内他市町村への転居が 19,500 世帯 (27.66%)、県外への転居が 20,500 世帯 (29.08%)、不詳・その他が 10,500 世帯 (14.89%) となっている。

<図 36>

図 36 東日本大震災により転居した理由別割合



※1 転居の理由の「住宅に住めなくなった」とは、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどの直接的な理由による転居

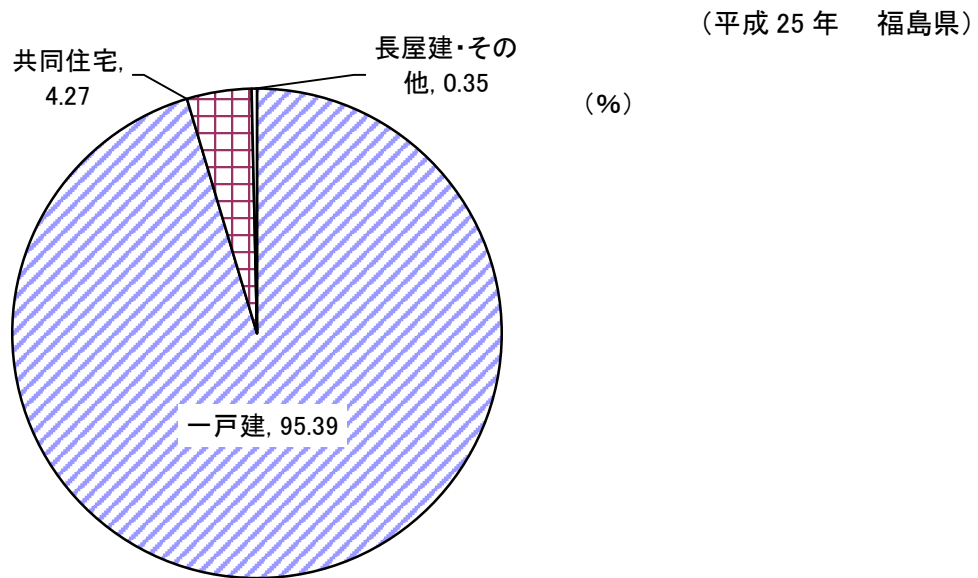
※2 転居の理由の「その他」とは、就学や仕事の関係、生活への全般的不安感などの間接的な理由による転居

震災の影響により改修工事を行った持ち家は、86,700 戸

東日本大震災による被災箇所の改修工事を行った県内の持ち家数は 86,700 戸で、持ち家総数 456,300 戸の 19.00%となっている。これを住宅の建て方別にみると、一戸建が 82,700 戸 (95.39%)、共同住宅が 3,700 戸 (4.27%) などとなっている。

<図 37>

図 37 東日本大震災により改修工事を行った持ち家の建て方別割合



【注意事項】

- ※ **東日本大震災**とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
- ※ **東日本大震災による転居**には、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどの直接的な理由による転居（転居の理由：「住宅に住めなくなった」）のほか、就学や仕事の関係、生活への全般的不安感などの間接的な理由による転居（転居の理由：「その他」）も含まれている。
- ※ 震災後、仮設住宅に転居し、調査時点で元の住居に戻った場合などについても「転居した」ことになるが、避難場所等に一時的に避難した場合は「転居した」ことにはならない。
- ※ 東日本大震災により転居を複数回した場合、転居の理由は、最初に転居した際の理由となる。また、東日本大震災により転居した場合は、その後、転居を複数回した場合でも、従前の居住地・住宅は震災前に居住していた場所・住宅となる。